

中山間地域等直接支払制度実施状況の公表

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、平成12年度から実施されており、令和2年度から第5期対策（令和2年度～令和6年度）が開始されました。



本町においては、この制度を利用し、オホーツクはまなす広域連携育成牧場集落において、集落協定に基づいた共同取組活動を行ってきました。そこで、中山間地域等直接支払交付金実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2410号農林水産事務次官依命通知）の規定に基づき、令和3年度の交付金交付実績及び集落活動内容等について公表いたします。

○制度の考え方

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結し、それに従って農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額が交付される仕組みです。

○対象農用地

- ①急傾斜地 ②緩傾斜地 ③小区画・不整形な田 ④高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地 ⑤積算気温が低く、草地比率の高い草地

※本町では、①及び②の農用地（町営牧野（白鳥、幸町、三区））が交付対象面積となります。



○令和3年度の交付金交付実績及び集落活動内容

| 組織名 | 参加戸数 | 対象面積 | 事業費 | 国費 | 道費 | 町費 |
|---------------------|---|--------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| オホーツクはまなす広域連携育成牧場集落 | 5戸 | 1,079,769 m ² | 8,022,057 円 | 4,011,028 円 | 2,005,513 円 | 2,005,516 円 |
| 主な共同取組活動内容 | 1. 集落の管理体制にかかる経費 ・役員手当、事務人件費等 2. 農業生産活動等 ・農業生産活動等の体制整備 （牧場内追肥、牧場周辺整備、明渠整備、管理作業車両整備） ・水路・農道等の維持管理等（既設水道管修繕） | | | | | |